

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 蕨市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	2	134,500	5	0.0	0.0	134,500
1	80	キシレン	5	2	616,000	2	0.0	0.0	616,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	2	416,000	3	0.0	0.0	416,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	2	61,400	7	0.0	0.0	61,400
1	300	トルエン	6	1	1,375,700	1	2,700	0.0	1,373,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	5	2	372,000	4	0.0	0.0	372,000
1	400	ベンゼン	5	2	71,400	6	0.0	0.0	71,400
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	2,300	9	2,300	0.0	0.0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	3,000	8	3,000	0.0	0.0
合計			—	—	3,052,300	—	8,000	0.0	3,044,300

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。